

ADR認証申請について



北海道行政書士会裁判外紛争解決推進委員会
委員長 酒井 正

去る2月23日、北海道弁護士会連合会及び札幌弁護士会と、ADR認証申請のための協定書を締結いたしました。ADR認証のためには、弁護士による助言体制が要件となっており、必ずしも弁護士会である必要はないのですが、個人弁護士との協定では事実上認証は困難であること、将来的にも会同士の協力体制が大切との認識で、時間をかけて協議を重ねてきた次第です。昨年末以来、弁護士会連合会理事会、札幌弁護士会理事会において、満場一致にて承認決議がなされたと聞いております。

同日、弁護士会連合会より、理事長、前理事長、常務理事、前常務理事、札幌弁護士会より、会長、副会長の6名の方、当方より、会長、担当副会長、ADR委員4名（1名欠席）出席により、行政書士会館2会研修室にて調印式が執り行われ、その後全員で非常に和やかな中で、懇親会を持たせて頂きました。

北海道のADRをどのように展開していくかについては、認証済み単位会、各業界のADRなどを参考に検討を重ねてきたわけですが、対象紛争分野を「外国人の就労・就学」、賃貸借における敷金返還」の2分野に限定し、制度設計として、行政書士会ADRに助言弁護士が調停人として出席するという方法をとりました。前者の紛争範囲については議論のあるところです。日行連と日弁連の協定の範囲で認証を得ることが、今後の両会の協力体制を築くためにも大切であり、かつこれを守らない限り認証は極めて困難です。後者の制度設計については、行政書士の専門的知見を活用した対話促進と弁護士による法の支配により市民の高い評価を得られるADRを展開できるものと考えております。

ADR実施の地域については、現在弁護士会が札幌においてのみADRを実施していることから、当面は、札幌地裁管轄区域に限定されます。これはやむを得ないことで、今後更に地域を広めていく予定であります。

2月28日、会長とともに法務省に一式書類を持参し、挨拶がてら相談に行ってきましたところ、丁度今、この原稿を書いていたときに法務省より連絡があり、今月23日、事前相談に行くことになりました。ここにきて極めて異例の早い展開に戸惑っていますが、会員の皆様のご理解とご協力を頂きながら、認証を得、社会貢献と行政書士制度発展のために活動を開始していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



左：北海道弁護士会連合会 理事長 高崎 鴨 殿
中：北海道行政書士会 会長 加藤 隆夫 殿
右：札幌弁護士会 会長 房川 樹芳 殿



ADR委員会



挨拶しているのは、酒井正（ADR委員長）